

## 2008年 10月建設水道常任委員会(決算委員会)

### (まちづくり推進部)

#### (質問)

①2007年度決算説明書のP. 27、目 6 企画費、まちづくり実践大学の開催について伺います。まずは、このまちづくり実践大学ではどういった事を行っているのか教えて下さい。

#### <答弁>

まちづくり実践大学では、専門家による講義の受講やまち歩きによる実習などを体験して頂くことにより、まちづくり活動の担い手や地域リーダーに必要な知識及び実践的な技術を習得して頂いております。

①まちづくり実践大学はいつから開始し、これまでに何人の方が修了されたのでしょうか？受講者、修了者の年齢層や所属、住んでおられる地域などに偏り等は見られるのでしょうか？

#### <答弁>

実施状況につきましては、平成5年度に第一回を開催し平成19年度で15回目となり、毎回、全講座を受講された方を修了者としておりますが、これまでの受講者は合計580名でその内、修了者は261名でございます。

次に、受講者等の年齢層、所属、地域についてですが、幅広い世代の方々のご参加を頂いておりますが、比較的年齢層の高い方々が多く見受けられます。また、地域につきましては、まちづくり協議会等の設立有無にかかわらず市内全域から参加して頂いております。

①まちづくり実践大学は昨年度、5講座開催され、延べ76人参加とあります。そのうち修了された方は何人おられ、修了後、何らかの形で豊中のまちづくりに関わっておられる方はどれくらいおられるのでしょうか？

#### <答弁>

昨年度につきましては、受講者26名でこのうち、10名の方が修了されております。

まちづくりへの関わりの主な事例としましては、本講座の受講者が中心となって現在の「まちづくり協議会 そね21の会」を立ち上げられたほか、上野丘自治会では、まちづくり委員会を設置され、曾根駅東側で活躍する「曾根まちづくり研究会」では、曾根駅前の道路整備に対して提案を行うなどの活動に取り組まれておられます。

#### (要望)

①毎年、100万円強のお金をかけて行っている事業ですので、今後もまちづくり大学

を修了されたら終わりではなく、何らかの形で、豊中のまちづくりに関わって頂けるように努めて頂きたいと思います。また、幅広い世代、いろんな立場の市民にまちづくり大学を受講、修了して頂けるような取り組みもぜひ考えて頂きたいと要望しておきます。

**(質問)**

②決算の概要 P. 46の土地建物利用のルールづくりについて伺います。まずは、この土地建物利用のルールづくりとはどういう事業なのか、教えて下さい。

**<答弁>**

土地建物利用のルールづくりにつきましては、千里ニュータウンの住宅地は良好な街並みが形成されておりますが、これは開発計画と分譲条件によって形づくられたものであり、現在は、その趣旨を継承する各自治体の申し合わせや、本市の豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」による行政指導によって、保たれているところでございます。しかし、「まちびらき」から45年を経過して、住宅の建て替えが進む中で、自治会の申し合わせや行政指導を守っていただけないケースも生じており、それに対抗するためには法律や条例に基づく地区計画や建築協定などの制度の導入が必要であり、そのためには地域の皆さんが地域の将来像を共有し、それを実現するための具体的なルールに合意することが必要になってまいります。内容的には個人の財産に制限を加えることになり、建築や都市計画に関する専門的な知識も必要になってまいりますので、そのような専門家を地域に派遣し、地域の皆さんの立場に立って活動して頂くことによって、地域の取り組みを支援するための予算を確保しております。

②予算額98万円のところ、決算額0円ということなのですが、何故、事業の執行ができなかったのでしょうか？

**<答弁>**

平成19年度につきましては、地域からの問い合わせに対し、当課と都市計画課、建築審査課等の関係各課が連携して、出前講座などにより対応し、専門家の派遣が必要な段階まで至らなかったため、予算執行がなかったものでございますが、急を要するケースが生じた場合に対応できるよう必要な予算を確保しております。

②実際に専門家が必要になる状況がなかなかイメージできないのですが。専門家とは、具体的にどういった方でしょうか？あと予算額として98万円を確保されたわけですが、この積算方法を教えて下さい。何件ぐらいのケースで専門家が必要と考えられて、1件当たりいくらとして積算されたのでしょうか？

**<答弁>**

予算の内訳につきましては、専門家の派遣に要する費用として、1人1回2

万円として4回分で8万円、地域の取り組みが本格化した場合に、専門家に業務委託するための費用として、1地区あたり30万円として2地区分の60万円と、図面作成などの委託費として30万円をあわせ、合計98万円でございます。

尚、回数や地区数につきましては、本市に相談に来られる状況や、出前講座を要請された地区数などから判断しております。

(質問)

③千里ニュータウンにおけるタウンマネジメント調査に124万6350円とありますが、調査内容、調査対象、調査目的は何だったのでしょうか？

<答弁>

千里ニュータウンにおけるタウンマネジメント調査につきましては、千里中央地区の地権者や商業者によるタウンマネジメント組織づくりを支援するものでございます。

千里中央地区につきましては、開発当初に大阪府が商業施設や駐車場を整備して商業者を誘致し、大阪府の外郭団体である財団法人大阪府千里センター（現・財団法人大阪府タウン管理財団）が施設の管理を行うとともに、商業者団体の事務局を務めるなど、行政主体で、「まち」の運営が行われてきたところでございますが、平成17年に、千里中央地区再整備事業によって施設が民間企業に売却され、「まち」の主役が行政から民間にかわることとなり、商業者団体についても、それにふさわしい民間主体の組織に切り替える時期にさしかかっております。

そのため、千里中央地区の地権者や商業者による新たな組織がつくられ、その組織が中心となって、「北大阪の新都心」にふさわしい「まちづくり」が、地域と行政の共同と役割分担によって行われるよう、支援しているところでございます。

内容につきましては、関係者に対するヒアリング調査や先進事例の調査と、会議のかいさいにかかる調整などがございます。

平成19年度につきましては、千里中央地区の地権者、商業者に、本市と財団法人大阪府タウン管理財団も加わって「タウンマネジメント連絡会」を組織し、新たな組織作りに向けて動き出したところでございます。

(要望)

②③千里ニュータウンの土地建物利用のルール作り、タウンマネジメントに関して、予算をつけて支援をしていこうとされているのは良くわかりますが、いまいち、成果を生み出すほどの事業になり得ない気がします。「まち」の主役が行政から民間にかわることとなったことは良いと思いますが、主役はどこであれ、何らかの将来ビジョンがイメージできるようなルール作りや調査をして頂きたいと要望しておきます。

(質問)

④中高層建築物等紛争あっせん委員会・調停委員会費用として183万7千円の予算計上をされ、決算額は14万9120円となっています。まずは、この183万7千円の予算計上の積算方法はどのようにされたのでしょうか？あっせん委員会・調停委員会の開催1回当たり、いくら計算をされたのでしょうか？

<答弁>

あっせん委員4名の報酬額が、一人当たり18,400円で、総会が1回開催で、73,600円。

又、小委員会の開催が2名で行い、3回の開催で8件として、883,200円。

次に、調停委員6名の報酬額が、一人当たり18,400円で、総会が1回開催で、110,400円。

又、小委員会の開催が3名で行い、3回の開催で4件として、662,400円。

その他、会場借り上げ費等を含めまして、計183万7千円の計上となっております。

④今年3月の予算審議で、「あっせん委員会は、紛争当事者間の話し合いの機会を多くし、法律、建築または、行政に関し学識経験のある第三者の意見を多く取り入れることにより、紛争を解決に導こうとするもの。調停委員会は、あっせんで行う話し合いの機会をつくるだけでなく、都市計画など、より広い分野の学識経験者の第三者を交え、必要に応じ調停案を作成、その調停案の受諾を勧告することにより、紛争解決に導こうとするもの。」とのことでした。今年の3月の予算審議でも質問しましたが、昨年度はあっせん委員会、調停委員会の要請と開催は何件あったのでしょうか？

<答弁>

平成19年度のあっせん申し出は5件あり、あっせんを開始したのは1件でございます。また、調停の申し出はありませんでした。

④事業の執行率が約8.1%ということを見ても、あっせんや調停を要請されながら、委員会開催に至らないケースが多いことがわかりますが、その原因はどういったところにあるとお考えでしょうか？

<答弁>

あっせん、調停の申し出がほとんど近隣住民側から提出されますが、建築主は住民説明に期間を費やし、話し合いの中で、譲歩できることはすべてしており、あっせん開始に同意しても、委員から出されるあっせん案を受諾することが難しく、また、工期的に間に合わない事情があるため、あっせん、調停に応じられない原因があるものと思われまます。

この為、あっせんが不開始になる事により、近隣住民に不満が残ることも事実であります。

このようなことから、3月議会でも答弁しておりますが、紛争になることが予想される場合、事前に建築主、住民、行政で話し合いを行う機会を持ち、あ

っせん、調停制度の活用を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

(要望)

④いろいろとご苦勞をされているようですが、実際には、紛争あっせん委員会・調停委員会が機能していないですし、あっせん不開始によって、さらに近隣住民に不満が残ることもあるようでは、全く意味をなしていない事業と言えるかも知れません。今後の中高層建築物に関する住民と業者とのトラブルに関して、試行的に近隣関係住民の代表者、事業者、行政の三者が話し合う場を設けるなどの新たな取り組みを進めるとのことでしたが、あまり効果が現れないようであれば、同じ183万7千円の予算を計上するのであれば、弁護士をアドバイザーとして雇って、紛争の解決を講じてもらうなど、全く違った形で、解決策を見出すことを考えてはいかがかと提案しておきます。

(質問)

⑤決算説明書 P.160 の地区計画等推進助成についてですが、まずは、事業内容を教えて下さい。

<答弁>

地区計画等推進助成は、地区計画や建築協定などの立案を目標とした住民団体を対象に、コンサルタントなどの専門家の派遣や活動費の助成などを行い、市民による自主的なまちづくりを推進していくことを目的とした制度で、平成19年度の事業内容につきましては、現在、緑丘地区におきまして、地区計画の区域をさらに広げていくための活動を進めている「緑丘まちづくり研究会」に対し、アンケートの実施や通信費など、活動に要する費用の助成を行ったものでございますので、よろしく願いいたします。

⑤予算額375万円に対して、決算額3万円ということで、昨年度はほとんど地区計画の推進が叶わなかったと考えられますが、その要因は何だとお考えでしょうか？

<答弁>

地区計画制度は、地域の皆さんが主体となって、土地利用のルールを話し合い、地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めていくことが可能な制度でございますが、地区計画の策定には、地域の皆さんが地区の将来像について十分に話し合い、その実現のための土地利用のルールについての合意形成を行うなど、策定に至るまでには相当の期間を要するものでございます。

このため、地区計画が市域に広がっていくためには、時間を要するものと考えておりますが、制度に関する相談は増加傾向にあり、今年度に入りましてからも既に2地区からの出前講座の要請を受けるなど、地区計画等推進助成費の執行にまでは至っておりませんが、地区計画の策定に向けた活動は徐々にではございますが、広がりつつあると考えております。

市と致しましては、今後もこうした活動を積極的に支援し、地区計画の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

⑤地域住民、市民の間にまだまだ地区計画策定による意義や有効性が浸透していないと思われます。積極的に市民の方々が地区計画策定に取り組めるように、広報活動や情報提供、市民への説明の機会を増やして頂きたいと思うのですが、どうお考えでしょうか？

<答弁>

地区計画制度につきましては、これまで市のホームページや広報などの活用、窓口におけるパンフレットの配布や出前講座など、様々な方法を活用しながら制度に関する情報発信を行ってきたところでございます。

市と致しましては、今後も引き続きこうした情報発信を行うとともに、さらに、今年度から3年間をかけて取り組むこととしております都市計画マスタープランの見直しの作業過程を通じましても、地区計画制度に関する情報発信を行い、地区計画の策定に向けた啓発、活動の掘り起こしに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

⑥もし、全市的に地区計画の策定が進むと、中高層建築物等の紛争も起こりにくくなると思われますか？

<答弁>

地区計画制度は、策定に至るまでには地域の皆さんの合意形成など、様々なハードルがあり、時間を要するものでございますが、合意形成がなされ、市がこれを都市計画として決定することができれば、その後は都市計画の変更という手続きが行われな限り、地域で合意されたまちづくりのルールが恒久的に保全できる制度であり、この制度の活用が広く市域に広がって行くことで、中高層建築物等の紛争予防にも、一定の効果があるものと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(要望)

⑦地域住民の住環境や景観を乱す商業施設やマンションの建設に関して、事前に地区計画を策定し、地域住民と業者、行政の間でのトラブルを未然に防ぐ事にもっと真剣に市民も行政も取り組むべきだと思います。せっかく、地区計画推進に対する助成金を予算化して頂いているのであれば、是非、市民に広く活用して頂けるように、より一層のPRをして頂くよう要望しておきますし、先ほどの中高層建築物等紛争あつせん委員会・調停委員会の予算も地区計画の策定を進めるために回してはどうかと提案しておきます。

(質問)

⑧決算の概要P. 47に住宅明渡訴訟費用として決算額158万7727円とありますが、この内訳はどのようなものでしょうか？

<答弁>

平成19年度は、市営住宅明渡等請求訴訟を4件、市営住宅明渡等の強制執行を3件実施しましたが、訴訟費用の内訳は、裁判所に予納する切手代、4件で1万3千700円、訴訟手数料印紙代、4件で5万9千円、訴訟着手金や成功報酬の弁護士費用、1件で37万7千99円、強制執行等の手数料である予納金、3件で16万528円、強制執行補助業務委託料、3件で82万7千400円、仮処分申し立てのための供託金、1件で15万円の計158万7千727円です。

⑥指定代理人(市職員)により訴訟を実施すれば、弁護士費用を削減できるそうですが、昨年度は何件の訴訟を指定代理人が務めたのでしょうか？

<答弁>

平成19年度は、市営住宅明渡等請求訴訟を4件実施しましたが、訴訟費用の内訳は、そのうち、弁護士に依頼せず、地方自治法の規定により「指定代理人」として、市長の委任を受けた職員による訴訟は3件実施しました。弁護士費用は、通常のケースで1件あたり、32万円程度ですので、96万円程度削減できたと考えております。

なお、平成20年度は、9件(全て)の市営住宅明渡等請求訴訟を指定代理人である職員により実施する予定です。

⑥弁護士に依頼せず、指定代理人による訴訟で96万円程度の削減ということでした。もともと市営住宅明渡等請求訴訟には606万4千円が予算計上されていたと思います。決算額158万7727円ということは、当初予定していたほど、市営住宅明渡等請求訴訟を起こさなかったということでしょうか？それとも、起こせなかったのでしょうか？起こす必要がなかったのでしょうか？

<答弁>

市営住宅明渡等請求訴訟につきまして、平成19年度予算計上時は、弁護士に依頼し5件実施する予定でしたが、訴訟対象者のうち1名が自主退去したため、1件実施しなかったことに加え、指定代理人による訴訟を実施し弁護士費用が削減できた結果、予算額606万4千円に対し、158万7千727円の執行となりましたので、よろしく申し上げます。

⑥弁護士に依頼せずに、指定代理人を活用すると費用の削減ができるということですが、建物明渡請求訴訟以外でも指定代理人は活用できないのでしょうか？もしくは、既に他の訴訟でも弁護士に依頼せずに、指定代理人を活用しているケースがあるのでしょうか？

<答弁>

市営住宅明渡等請求訴訟は、平成13年度から毎年提起し、ノウハウも蓄積されましたので、職員により実施しましたが、他の訴訟は、毎年、同じような訴訟を行うことはなく、ノウハウの蓄積までには至らないため、専門知識が必

**要となる訴訟について職員による実施には困難であると考えております。**

**(要望)**

⑥今後も、できる限り、指定代理人による訴訟を行って頂きたいと思います。また、他の訴訟には、指定代理人の活用は困難だとの事ですが、建物明渡等請求事件だけでなく、その他の訴訟に関しても指定代理人で訴訟を行えないか、まちづくり推進部内だけでなく検討して頂きたいと要望しておきます。

**(質問)**

⑦豊中市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書のP. 17使用料及び手数料の項目で、収入未済額((市営住宅使用料1億4220万7千円)及び(市営住宅駐車場使用料:1118万千円))となっています。住宅使用料、市営住宅駐車場使用料収入未済になっている世帯数はどれくらいでしょうか？

**<答弁>**

平成20年5月31日現在、市営住宅使用料滞納世帯数は、市営住宅入居者における滞納につきましては、217世帯、すでに市営住宅を転居・転出退去者の滞納につきましては、91世帯、計308世帯となっております。

また、駐車場使用料滞納世帯数は、入居滞納者82世帯、退去滞納者18世帯、計100世帯となっております。

⑦昨年の決算委員会では、滞納額は平成14年度より減少傾向にあるとの事でしたが、一昨年度と比較して、昨年度の市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の収入未済額は増加しています。この滞納額についてどのような考えをお持ちで、かつ、この滞納額を回収しなければいけないことに、どの程度のお気持ちがあるのでしょうか？また、住宅使用料・駐車場使用料ともに滞納されている方に関しては、せめて駐車場使用料をもっと厳しく取り立てたり、退去を求めたらよいのではないかと思います。どのように考えていらっしゃいますか？お答えください。

**<答弁>**

住宅使用料等の滞納者に対する取り組みについてですが、催告書等を毎月送付するとともに、面談による聞き取り調査などにより、生活・収入状況を判断し、納付指導を行うなど、納付意識の向上に努めております。

さらに、これらの指導にも関わらず納付をしない悪質滞納者については、平成13年度より住宅明渡訴訟を行っております。

退去滞納者については、所在確認が困難なことに加え、十分な徴収体制が整っていないことなどから、徴収は困難な状況でございますが、定期的に催告等を行ってまいります。

今後とも住宅使用料等収納率の向上を目指して、現在行っております納付指導のより一層の強化を図るとともに、納付が困難な世帯については、滞納期間が長期化する前に早期に退去を指導するなど、使用料の適正な管理運営を図つ



**てまいりたいと考えております。**

⑦市営住宅の駐車場ですが、契約率は現在どの程度でしょうか？ここ最近の推移はどうなっていますか？

**<答弁>**

**市営住宅駐車場の使用率については、平成17年度は、67.3%、平成18年度は、66.3%、平成19年度は66.9%となっております。**

**(要望)**

⑦民間の賃貸住宅では、住宅契約をされていない方に対しても、駐車場だけを貸し出すといったことをしています。先ほどの答弁から全体の3分の1程度の駐車スペースが未使用の状態になっているわけです。市営住宅の駐車場の利用率がそれほど高くないのであれば、市営住宅の契約者以外でも契約ができるようにしてはいかがかと提案しておきます。

## (豊中市上下水道局)

### (水道事業)

#### (質問)

①昨年度の給水原価と供給単価をまずは教えて下さい。

#### <答弁>

平成19年度の給水原価は、税抜きで189.57円、供給単価は同じく税抜きで180.00円となっております。

①2006年度の給水原価は185.40円、供給単価は180.01円でしたので、給水原価だけが上がったということになります。今回は、仕入れ値より売値が低い(つまり原価割れ)状態で事業を行っているので、適正な料金設定を行い健全な経営をして下さいと言うつもりはありません。そうではなく、給水原価と供給単価の差額がここ何年かは、縮まってきていたのですが、昨年度、その差額が広がった要因は特に退職給与金が増大したことだと思います。一昨年度と昨年度の退職者数はそれぞれ何人だったのでしょうか？また、退職者数の今後の増減予想についても教えて下さい。

#### <答弁>

水道事業における退職者数についてお答えします。平成18年度は5人、平成19年度は12人となっております。

また、今後の退職者数としましては、今年度、20年度が10人、21年度が4人、22年度が7人、23年度が2人、24年度が5人、25年度が2人の予定となっております。

①退職者数が今後減少に向かい、団塊世代の職員の方々が退職されると職員給与費の総額も減少し、給水原価が大きく減少するのではないかと推測します。そうすれば、水道料金の価格改定を行わずして、供給単価が給水原価を上回るようになる可能性もあるのかと思ったり、一方で、有収水量が減少傾向にあり、そんな簡単には供給単価が給水原価を上回るようなことはないのかと思ったりします。このことについて、どのように思われますか？また、今後の給水原価、供給単価の推移についてシミュレーションをされたりはしているのでしょうか？

#### <答弁>

給水原価と供給単価の推移についてお答えします。

ご指摘のとおり、退職者の増加などにより平成19年度の供給単価と給水原価との比率、いわゆる料金回収率は、平成18年度が97.1%で平成19年度が95.0%であることから、2.1ポイント低下しました。

また、退職者の増減による影響としましては、平成19年度の給水原価189.57円のうち、退職給与金の占める割合は、7.26円で退職者数の影響は、大きいものとなっております。

一方、有収水量は、平成19年度は対前年度で66,100立方メートル減り、依然として減少傾向を示していますが、それ以上に小口化の進行により給水収益が減少し、平成20年度予算では供給単価が、179.1円になり、平成23年度では、174.73円となる推計結果になっています。

また、料金回収率を見た場合、平成20年度予算で92.9%、平成21年が94.7%、平成22年が93%、平成23年度が93.3%と、現行の料金水準では、93%前後で推移するものと想定されます。

①水道事業の収支状況を見ると、19年度純利益3億4211万2千円、資金過不足額が18年度に比べ、約7600万円増の8億2310万9千円となっています。一方で、資本的収支は、約15億7千万円の不足額で、水道事業会計の企業債残高は約285億円です。現状での水道事業会計の財政状況をどのように分析されているのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

水道事業会計の財政状況についてお答えします。

現在の水道事業は、「豊中市水道事業長期基本計画」とそれに基づく具体的施策を示した「第一次中期取組プログラム」、更に「財政プラン2007」の財政計画により事業運営を行っています。

平成19年度決算では、この「財政プラン2007」の初年次にあたっており、漏水防止活動の推進や、業務の見直しなどによる費用の抑制に努めた結果、プランの計画値である約2千800万円を上回る3億4211万2千円の純利益を確保できました。また、資金についても平成18年度に比べ、7601万8千円増の8億2310万9千円となりましたが、資本的収支の財源不足を内部留保資金のみでは補てんできない状況であり、今後も節水意識の向上や節水器具の普及による給水量の減少、大口需要者の減少による給水収益の減少が、予測され、水道財政の取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。

①企業債償還金が減価償却費を上回っている状況はなるべく早く解消すべきではないかと思うのですが、どうお考えになられるでしょうか？

<答弁>

企業債の未償還残高については、平成13年度がピークで325億9600万円であったものが平成19年度末で285億3443万円となり、約40億円減少している状況となっています。しかし、年度ごとの企業債元金の償還額を見た場合、平成15年度から減価償却を上回り、その差額は今後も増加し、平成30年頃には最大で5億7千万円程度になるものと推定されます。

その後は減少するものの、ここ当分は純利益で補てんしなければならない状態になります。今後も効率的な経営及び経営基盤の確立に努めますが、この純利益で補てんできない状態も今後予測されることから、料金水準の見直しを行う必要があると考えています。

尚、平成20年4月の上下水道組織統合を機に上下水道事業の総合計画であ

る「(仮称)とよなか水未来構想」を現在策定中であり、また、この未来構想を実現するための平成21年度からの実行計画並びに財政計画についても今年度中に策定する予定ですので、よろしく申し上げます。

(要望)

①現在「(仮称)とよなか水未来構想」を策定中で、その未来構想を実現するための実行計画、財政計画も今年度中に策定とのことですので、策定されたものを勉強させていただき、今後、改めて質問をさせて頂こうと思います。

(質問)

②配水管増補改良事業で、整備目標が挙げられていますが、その中で、管路施設の総合物理的評価点数の評価の目安を教えてください。

<答弁>

管路施設の総合物理的評価の目安につきましては、管路施設が持つ機能の評価をいくつかの要素をもって、管路を点数で評価するものであり、75点以上を「健全」と位置づけ、25点未満を「極めて悪い、早急に更新の必要がある」と設定し、主に25点未満を中心に事故履歴などを考慮にいれ優先的に更新を進めており、整備目標は平成32年度を75点とし、平成19年度末現在、71点であります。

なお、進捗状況は、おおむね順調に進んでおります。

(要望)

②管路施設の総合物理的評価ですが、先日、コンピューターによってデータ管理しておられることをご説明いただきました。市内、全ての配水管が得点化され、かつ、地図上で色づけなどがされ、目で見て、どの配水管から更新が必要であるかが、大変わかりやすくなっていました。相当な時間と手間、さらには経費が必要だとは思いますが、インフラに関するデータ管理は他の自治体よりも進んでいるとの話を伺ってはいますが、市内の下水道や、市道、歩道などでも、こういったデータ管理をより進めることを検討して頂きたいと要望しておきます。

(質問)

③使用者(お客様)本位による経営ということで、お客様満足度調査(豊中市水道に関するアンケート調査)を実施されたようですが、調査内容、調査方法、調査対象を簡単に説明して下さい。

<答弁>

お客様満足度調査について、お答えします。お客様の声を事業に反映するために、平成16年度に「お客様満足度調査」を実施しました。この調査は3年に1回行うもので平成19年度は2回目になります。

調査内容としましては、水道水の利用状況、水質、水道料金、水道局のサービスに対する満足度、環境・災害、水道事業からの情報提供に対する意識などを調査いたしました。

また、調査方法、調査対象としましては、市内在住の20歳以上の男女3000人を対象に調査し、1208件、回収率にして40.3%の回答がありました。

③調査結果はどのような形で活用されているのでしょうか？

<答弁>

主な調査結果といたしましては、節水を意識している人が前回の34.8%から45.3%と約10ポイント増加しています。また、水道に対する総合評価として、「満足」および「やや満足」を合わせた「満足」は前回の40.1%から52.4%と約12ポイント増加しております。

これらの調査結果につきましては、経年変化や年代別など多角的に分析し、今後の経営改善や施策の基礎資料等に役立ててまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(要望)

③お客様満足調査は職員のモチベーションの維持や、やる気の向上、サービス精神の向上にもつながると思いますので、今後も経年的に続けて頂きたいと思います。

(質問)

④環境に配慮する水道への取り組みということで、国際規格ISO14001を一昨年12月に認証取得され、昨年度はISO14001の維持審査をされていたそうですが、決算額はいくらで、具体的にどういった事をされたのでしょうか？

<答弁>

維持審査にかかった費用は21万5千円です。審査内容は、局の環境マネジメントシステムがISOの規格どおりに運用されているかどうかについて、ヒアリングや文書類のチェックが行われました。

④ISO14001の認証取得の後、何か職員の意識変化、局内での効果はあったのでしょうか？

<答弁>

認証取得後、環境保全活動の推進や内部監査員の講習、さらには昨年度の維持審査など、少しずつではありますが、以前に比べ、職員の環境に対する意識は向上しているものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(要望)

④職員の環境に対する意識は向上しているとのことでしたが、具体的に目で見てわ

かる意識向上が図れているのか疑問です。一定の意識向上が図れたのであれば、ISO 認証は手放せばよいと思いますし、なるべく早くISO の認証を手放せるように、意識向上を図っていただきたいと強く要望しておきます。

(質問)

⑤豊中市水道事業会計決算説明書のP.28の企業債の収入率が60.3%と低いわけですが、一昨年同様、その要因の一つは借換債が期待していたほど認められなかったことということでしょうか？

<答弁>

平成19年度の借換債は、公営企業金融公庫分と政府資金分と併せて8億6240万円を実施しました。

当初は、政府資金分・金融公庫分の借入利率が両方とも6%以上のものが対象でしたが、年度途中で公営企業金融公庫から年利6%から7%未満について、借換時期が平成20年度に変更されたため、平成19年度の企業債の収入率が減少したものでございます。なお、この借換債は、平成20年9月22日付けで実施しております。従って、借換額が減額になったものではなく、借換年度が変更になったものでございますのでよろしく申し上げます。

(意見)

⑤ペナルティーか、不備があつて借換債が認められなかったのではないことがわかりましたので、安心いたしました。

(下水道事業)

(質問)

⑥決算の概要 P. 19に雨水整備率が記載されており、2007年度は80.3%となっています。まずは、雨水整備率とは、どのようにして算出しているのか教えて下さい。

<答弁>

雨水整備率とは、下水道で雨水を排除する計画区域の面積を分母、下水道整備により、既に雨水を排除できる区域の面積を分子として算出します。

雨水を排除できる区域とは、合流式下水道管による雨水整備済み面積と分流式下水雨水管による雨水整備済み面積を合計したもので、平成19年度における雨水整備率は、80.3%となっております。

⑥雨水管整備が終わっているもののうち、合流式下水道管と分流式下水道管の割合はどのくらいでしょうか？

<答弁>

平成19年度末において、合流式での雨水整備済み面積は約1,450ヘクタール、分流式での雨水整備済み面積は約1,430ヘクタールです。従いまして、合流式下水道と分流式下水道の割合は、概ね50%対50%です。

⑥合流式と分流式それぞれメリットやデメリットがあるかと思いますが、教えてくださいませんか？

<答弁>

まず合流式下水道についてのメリットですが、汚水、雨水を1本の下水道管で排除することから、建設費が安く、ガス管や水道管など他の地下埋設物との競合が少ないので、狭い道路でも比較的施工が容易です。また、それほど強くない降雨では、降り始めの道路面の汚れを含んだ雨水も、河川等に直接放流されることなく、下水処理場で処理されるという利点があります。

一方、デメリットですが、強い降雨時には未処理下水の一部と雨水が河川に放流されることから、河川の水質汚濁の原因になりやすいことなどがあります。

次に分流式下水道についてですが、メリットとしては、汚水と雨水を別々の下水道管で排除することから、汚水については、確実に下水処理場で処理されることとなります。

一方でデメリットですが、汚水、雨水について、2本の下水道管を敷設するスペースも大きくなります。また、雨水は雨水管から直接河川に排出されるため、降り始めには道路の路面上のごみや汚れ等が雨水と共に河川に放流されます。

⑥今後、雨水管整備を行っていく際には、分流式で整備していくのでしょうか？また、現在、合流式の下水道管が老朽化してきた場合も分流式に変更していくおつもりなのでしょうか？

<答弁>

雨水整備につきましては、今後も合流区域は合流式で、分流区域は分流式で整備してまいります。

また、合流式下水道管が老朽化してきた場合の更新につきましても、分流式に変更することは考慮しておりません。

老朽化した合流式下水道管の整備については、必要個所を改修する場合や、劣化が著しい下水道管については、内面を補強する管更生工法を採用するなど、劣化状況により整備の手法を選択してまいります。

合流式を完全に分流化するには、既存の合流管を雨水管に改良することに加えて、新たに分流式汚水管の整備が必要となります。また、各家庭における排水設備につきましても分流化が必要となりますが、これらの費用については公費の負担が必要であると考えており、大きな経費が必要となります。

(要望)

⑥合流式、分流式の双方のメリット、デメリットがわかりました。コスト面、物理的な問題、環境面などを十分に考慮して頂き、今後も更新を行って頂きたいと思えます。

(質問)

⑦管渠築造事業の校庭貯留とありますが、昨年度行われた南丘小学校、庄内西小学校の校庭貯留施設設置で、2003年度から5か年計画で行われてきた事業が完了したと伺っています。これまでに設置した校庭貯留施設の効果や影響についてはどの程度把握されているのでしょうか？

<答弁>

2003年度より校庭貯留事業を進めてまいりましたが、現在は10校が完了しており、約4,300 m<sup>3</sup>の雨水を校庭に貯留することができるようになりました。

また貯留状況につきましては、平成20年度には、3度調査に行っておりませんが、東豊台小学校、南桜塚小学校、北条小学校の3校で1度確認ができております。なお、確認した平成20年7月8日の降雨量ですが、20分間に18ミリとかなり強い降雨が観測されております。また、学校周辺地域への浸水対策効果につきましても、補完施設としての一定の効果はあったものと認識しております。

今後は設置している各学校の協力を得ながら、雨水貯留や周辺の状況について情報収集し、校庭貯留施設の効果について、確認していきたいと考えております。

⑦校庭貯留で何らかの効果が見られているというのであれば、今後、地域や学校側から要望があれば校庭貯留施設を未設置の学校にも設置することは可能なのでしょうか？

<答弁>

校庭貯留施設は、浸水対策として一定の効果が期待できるものの、補完的な施設であると考えており、浸水対策としましては、あくまでも雨水整備計画に基づいた下水道施設の整備が基本であると考えております。

校庭貯留施設につきましても先にご説明いたしましたとおり、効果の確認を引き続き行い、効果が期待される学校の場合には、改めて設置も検討してまいりますが、設置の際には学校の協力が不可欠であり、関係部局との調整が必要と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(要望)

⑦せっかく設置した校庭貯留施設ですので、まずは、校庭貯留施設の効果の確認を早急にして頂き、今後は具体的な効果や影響について示して頂く事を要望しておきます。



(質問)

⑧しばしば、下水道事業が自治体の財政を圧迫している要因の一つとして挙げられることがあります。下水道事業については、これまでの特別会計から企業会計に本年度から移行されましたが、昨年度の決算について、水道事業会計と同様に考えた場合、19年度純利益、資金過不足額、資金過不足額の前年度からの増減はいくらになるのか教えて下さい。また、料金回収率、資本的収支、起債残高についても教えて下さい。

<答弁>

平成19年度の公共下水道事業会計は、企業会計の重要な要素である減価償却費の概念がございませんので、全く同様には置き換えることはできませんが、企業会計に近い形で置き換えた場合の概算額についてお答えします。

まず、平成19年度の純利益は、2億2千万円、資金剰余については5億4百万円。また、資金の増減につきましては、平成18年度より1億9百万円増加しています。

次に、料金回収率が103.7%、資本的収入については、平成19年度の資本的収入が65億48百万円、支出が93億25百万円となり、この結果、資本的収支不足額は27億77百万円となります。なお、平成19年度の企業債残高は、393億37百万円となっております。

⑧現状での下水道事業会計の財政状況をどのように分析されているのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

下水事業会計の財政状況は、水道事業同様に平成19年度決算では黒字となっておりますが、水需要が減少することに伴い、使用料収入も減少することが予想されます。今後も厳しい経営環境になるものと考えられますが、「(仮)とよなか水未来構想」の策定及び平成21年度からの実行計画並びに財政計画についても今年度中に策定し、更なる効率的な経営並びに経営基盤の確立に努めたいと考えますので、よろしく申し上げます。

(要望)

⑧水道事業と同様に、実行計画、財政計画が今年度中に策定とのことですので、策定されたものを勉強させていただき、今後、改めて質問をさせて頂こうと思います。

## (土木部)

### (質問)

①決算の概要 P.16、交通安全施設整備の歩道等安全施設についてですが、決算額は5759万1240円とあります。予算額はいくらだったのでしょうか？

### <答弁>

交通安全施設整備費の歩道等安全施設は、市内一円の防護柵、街路灯、反射鏡、点字ブロック、路面標示などの維持補修並びに設置に必要な経費として、平成19年度の予算額は5657万6千円でございます。

①防護柵、ガードレール、反射鏡、標識など様々な歩道等安全施設がありますが、ほとんどが、市民からの要望に基づいて設置が検討されているのでしょうか？設置に関しては誰がどういった判断基準で行っているのでしょうか？

### <答弁>

歩道等安全施設は、歩行者等交通弱者の安全確保等と交通事故の抑制を図る事を目的として施設の充実に努めております。その設置や維持補修に関する要望は、市民はもとより、交通管理者、学校教育関係者、地域防犯協議会や自治会などから寄せられております。

この要望に対し、現場調査を行った上、道路法や様々な施設の設置基準、並びに本市で策定いたしました道路反射鏡整備基準などを遵守し、交通管理者をはじめ関係管理者と協議・調整を図り、設置を行っております。

①恐らく市民や交通管理者などからの要望全てに対応することはできないと思われませんが、多くの要望の中で、設置計画や優先順位づけはどのようにされているのでしょうか？

### <答弁>

歩道等安全施設は、市民の安全を確保することを目的として取り組んでいる事業であり、現場調査・現場確認を行った上で、設置計画、優先順位づけのいずれも、市民の生活に大きな影響を与える緊急性の高い箇所から優先し取り組んでおります。

### (質問)

②道路橋梁維持費の放置自転車対策ですが、まずは、自転車及び原付の駐車スペースは市としては十分確保していると昨年の決算委員会で伺った事を前提に質問します。放置自転車の台数は、2004年4272台、2005年3474台、2006年3302台と減少傾向にあったと伺っていますが、昨年度の放置自転車の台数は何台でしたか？

<答弁>

平成19年度の放置自転車台数であります、3,280台でございます。

②昨年度の放置自転車整理業務委託の総額と内訳を教えてください。一方で引き取りに来た人から徴収した移動保管料は総額いくらでしょうか？

<答弁>

昨年度の業務委託の総額であります、64,997,916円で、内訳と致しましては、保管所の警備など施設管理委託が1,492,800円、OA機器の保守委託が573,510円、各駅に配置している整理員の業務委託が25,950,456円、撤去した放置自転車の保管返還業務が17,448,000円、放置自転車の移動業務が19,533,150円でございます。また、移動保管料につきましては、36,929,500円を収入いたしております。

②撤去した自転車や原付バイクで引き取りに来られなかったものについてはどのような処理の仕方をされているのでしょうか？

<答弁>

引き取りに来なかった自転車・原付バイクの処分ではありますが、放置自転車等を移動保管後2か月間は保管所で保管し、引き取りに来られない自転車等につきましては、月1回、自転車リサイクル業者に処分しております。その後、収入した処分代金は自転車法に基づき4か月保管し、市に戻入しております。また、500台の自転車を東南アジア等へ海外無償譲渡いたしております。

②昨年度の原付の引き取り率は97%と従来と同様に非常に高かったわけで、移動保管料金を上げてよいのではと思いますが、いかがでしょうか？

<答弁>

原付バイクの移動保管料を値上げしてはどうか、とのご提案でございますが、事業をはじめました昭和62年3月から17年間、移動保管料を据え置きしてきましたが、放置自転車の抑制と近隣都市との均衡を図るため、平成16年7月から自転車2500円、バイク4500円に改定を行いました。これにより返還率が76%から68%に減少いたしております。

このように移動保管料を値上げすれば、返還率が下がることが予想され、結果的に市の負担が増えることも懸念されます。また、近隣都市の移動保管料を考えると、時期尚早であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(要望)

②移動保管料を改定すると返還率が減少したとのことでしたが、平成16年に移動保管料を改定する前よりも改定後の現在の方が、数百万円も移動保管手数料収益は多いのです。また、返還率が悪いということですが、引き取りに来なかった自転車や

バイクを売却して得る収入も改定前よりも改定後の方が数十万円増えています。近隣都市の移動保管料を考えると、時期尚早であると考えているとの事でしたが、近隣都市との比較ではなく、放置自転車の台数、移動保管手数料収益、引き取りに来なかった自転車やバイクの売却益の経年変化などを考慮し、理論的に判断し、移動保管料をどうすべきかを考えて頂きたいと強く要望しておきます。

**(質問)**

③決算概要の P.20にある街路事業についてですが、千里園熊野田線、勝部寺内線、穂積菰江線、神崎刀根山線の昨年度に行われた事業内容、現在までの事業進捗状況、今後の事業計画を教えてください。

**<答弁>**

まず、千里園熊野田線は、府道豊中亀丘線東の延長約140mの区間の工事と用地取得及び物件除去等を実施し、事業が完了致しました。

次に、勝部寺内線は、用地取得及び物件除去などを実施致しました。平成20年3月末現在の進捗は、事業費ベースで80%となっております。今後は、残用地を取得し、早期完成に向け取り組んでまいります。

次に、穂積菰江線は、ダイエー通り商店街南の延長317mの区間の暫定整備と用地取得、物件除去及び詳細設計等を実施致しました。現在の進捗は、事業費ベースで75%、事業区間延長2036mの内、完成は723mとなっております。今後は平成24年度までに三国塚口線以北の完成に向けて取り組んでまいります。

最後に、神崎刀根山線につきましては、阪急神戸線東側の土壌汚染処理対策工事を実施致しました。現在の進捗は、事業費ベースで95%となっております。今後は、早期に汚染処理を行い、残用地を取得し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

③勝部寺内線についてですが、もともと2003年から2007年までの5か年で事業を行う計画だったそうなのですが、事業が遅れている主な要因は何でしょうか？

**<答弁>**

**勝部寺内線の事業が遅れている要因は、用地買収の難航でございます。**

③勝部寺内線の事業には平成19年度には国からの補助金約3200万円が出ていましたが、当初事業完了予定の2007年を過ぎたことにより、本年度以降、国からの補助金が受けられなくなり、起債で補てんすることになってしまったと伺っております。たった1件の用地買収がうまくいかなかったことにより、豊中市が追加の起債を行うことになったことについて、どのようにお考えになられているのでしょうか？

**<答弁>**

**勝部寺内線は平成15年度からの5か年事業として、まちづくり交付金事業**

の補助と地方特定道路整備事業の起債の採択を得て、事業を進めてまいりましたが、補助の期間延伸が認められず、やむを得ず、地方特定道路整備事業として起債を受け、事業継続を図っているものでございます。

③今後も地権者との交渉が行われると思うのですが、この先も交渉が難航した場合、この都市計画道路はどうなってしまうのでしょうか？今後の交渉に向けての策は考えられてるのでしょうか？

<答弁>

残る地権者との交渉が難航した場合は、その部分を残し、可能な範囲で工事を実施し、事業効果を発揮させたいと考えております。

また、このことが契機となり、地権者との交渉が解決に向かうよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(要望)

③一部の地権者との交渉が難航することで、事業の進捗に影響が出たり、国からの補助金が受けられなくなり、起債で補てんしなければならなくなるということは、市民にとって大きな損害だと思います。市側に落ち度がなければ、もっと強気で交渉にあたって良いのではないかと意見しておきます。

(質問)

④道路橋梁新設改良事業の中に、新千里2号線(北新田橋)がありますが、昨年度、耐震補強工事の入札を4回行ったものの、うまくまとまらなかったと伺っていますが、その経緯と要因を教えてください。

<答弁>

まず、入札経緯につきましては、橋梁業者、土木工事業者を対象に平成19年9月から平成20年2月までの間に、電子入札による一般競争入札並びに指名競争入札を実施してまいりました。

1回目の一般競争入札では、本市が入札契約手続きの条件としております設計図書への申し込み2社以上に対して、1社の申し込みしかなく中止となりました。その後、2回目、3回目、4回目につきましては、入札参加申し込みを行った業者が、最終的に入札を辞退したため、業者決定に至らなかったものでございます。

このうち、4回目につきましては、必要とされる工期が確保できないことから平成19年12月定例会で繰越明許のご承認を得て、入札を実施致しました。

しかしながら、4回目におきましても入札辞退となったため、年度内での発注を見送り、20年度に改めて入札を行った結果、5月7日に業者が決定したものでございます。

要因につきましては、入札参加申し入れ業者の聞き取りにより、建設業界は、現在、規制緩和措置などに伴い経営が非常に厳しい状況の中、技術者数を縮小

し、また、本現場の難易度などからの相応の技術者が確保できなかったことが主な要因でございます。

④幸い本年度、入札がまとまり、事業がスタートしているようですが、工事の入札がまとまらないケースが、最近増えてきているといったことはないのでしょうか？

<答弁>

本市における入札不成立の件数は、平成19年度が北新田橋耐震補強工事を除いて9件、平成20年度は、9月末日現在で2件となっており、増加の傾向にはないと考えております。

(要望)

④入札不成立の件数は、増加傾向にないということですので、少し安心は致しましたが、一つの工事で数回も入札不成立が出ている事態を考えると、今後、例えば、需要が大幅に増えると思われる、市有施設の耐震補強工事なども入札不成立が続き、なかなか工事が行われないうといったケースが出てくるのが懸念されます。ぜひ、そういった事が頻発しないように全庁的に事前に対応策を講じておいた方が良いのではないかと意見させていただきます。

(質問)

⑤道路橋梁新設改良費の小改良についてですが、この事業も、交通安全施設整備費の歩道等安全施設の設置と同様に、市民や交通管理者からの要望に応じて、事業を行うことが多いのでしょうか？

<答弁>

道路橋梁新設改良費の小改良につきましては、道路・橋梁の小規模な新設又は改良を対象とした事業で、歩道等安全施設と同様に市民や交通管理者から市民生活に密着した道路改修等の要望について対応させて頂いております。

⑤この事業についても、予算額を上回る要望が寄せられていることが予想されるのですが、優先順位付けや事業計画作成などは、誰がどのような基準で行われているのでしょうか？

<答弁>

道路橋梁新設改良費の小改良は、市民生活に密着した道路、橋梁の小規模な改良に伴い、道路機能の充実と、安全を図る事を目的としており、現場調査並びに、関係管理者協議などを実施した上で、整備条件を整え、財源を考慮した整備計画に基づき、順次実施しております。

(質問)

⑥決算の概要 P.52のノンステップバス導入補助、バスICカードシステム導入補助の事業内容を教えてください。また、これらの補助はいつから開始され、いつ完了する

予定なのでしょうか？

<答弁>

ノンステップバスであります。高齢者、身体の不自由な人たちが、自立した日常、社会生活が、可能な社会を構築する考えから、平成11年度より、国庫補助に随伴する形で補助を行い、前年度までに毎年1台、合計9台総額の6,844,000円の補助金を、バス事業者に交付してきたところでございます。一方、完了の時期であります。平成12年度に国が告示いたしました交通バリアー法の基本方針によりますと、バス事業者は原則として、平成27年度までに、全てのバスを低床化することとされており、市としても、この基本方針を促進、達成することが重要と認識しており、今後の普及状況等を見極めつつ、判断を加えてまいりたいと考えております。

次に、ICカードであります。高齢者をはじめ、誰もが迅速かつ不自由なく降車可能であり、交通機関どうしの結束を高めるシステムとして、重要であると考えております。阪急バスは、平成18年度から3か年で本市域内を運行する、全てのバス約400台を対象に整備してきており、事業費はバス事業者が5分の3、国及び地方公共団体が5分の1で、市の補助額は3か年で、5,766,000円となり、本年度で完了となる運びでございます。

⑥それぞれ阪急バスに対して行っている補助事業で、ノンステップバス導入補助は高齢者、身体障害者、妊婦などが、公共交通機関を使って移動を円滑に行えるなど、市民にとってもメリットがあると思います。そこで、伺いますがICカードシステム導入補助を行うことによって、市民にどういったメリットがあると考えられているのでしょうか？

<答弁>

ICカードは「ピタパ」と申しますが、基本的なメリットとして、電車とバスの二つの交通機関の結束を高め、利用者の利便を図ることとでございます。当カードは利用者の利便の向上だけでなく、先ほども申し上げましたが、バスからの降車がスムーズになることにより、アイドリングによるCO2の排出削減、停車時間の短縮による交通停滞の緩和等、環境面でも寄与するところが大きく、また、公共交通機関の利用を促進させるなど、安全安心な都市交通環境の創造に必要なシステムと理解し、市と致しましても利用可能地域の拡大、カードの一層の普及を願ってバス事業者に対し助成を行ってきたものでございます。

バスケースに入れたままバスを降車し、次に、鉄道に乗車できる一枚のカードで、スムーズに乗継が出来る点であり、関西のほとんどの交通機関での利用が可能で、料金後払い、乗車回数に応じて割引率が上がるシステムでございます。また、関連店舗での買い物ができるクレジット機能が付加されたものもあり、利用者から好評を得ており普及が進んでいると、聞き及んでおります。

(要望)

⑥ICカードをあまり利用しませんので、良く分からなかったのですが、補助をすること

で、市民に様々なメリットがあることがわかりました。今年度で事業が完了ということで、これ以上は質問をしません。

**(質問)**

⑦2007年度決算概要のP. 52、バス運行に要する経費補助についてですが、これは阪急バスに対して経費から利用料分を差し引いてその不足分を市が助成するというものですが、まずは、豊中病院線及びクリーンスポーツランド線それぞれの線の市の負担額はいくらでしょうか？また利用状況はどうだったのでしょうか？1便あたり何人ぐらいの利用客があったのでしょうか？

**<答弁>**

平成19年度の市の負担額でございますが、豊中病院線が2,756万2,000円、クリーンスポーツランド線が481万5,000円となっております。

次に、利用状況であります。豊中病院線の神崎刀根山線ルートで1便あたり10.5人、循環ルートが4.5人、クリーンスポーツランド線が2.0人となっております。

⑦豊中病院線及びクリーンスポーツランド線ともに、最近では2005年度が最も市の負担額が低く、一昨年度、昨年度と徐々に負担額が増加しています。その原因は何だとお考えでしょうか？

**<答弁>**

バス利用者は全国的な傾向として、年々減少している現状がございます。とりわけ、地方の過疎地域では、バス事業者による路線の廃止、退出、さらに事業者自身の破たんにより、地域公共交通が混乱するなどの問題が発生しているとお聞きしています。これら原因につきましては、一般的に、少子化に伴う通学時のバス利用の減少、完全週休2日制の定着による通勤時のバス利用の減少、さらに交通渋滞によるバスの定時性が損なわれバス離れの増加等々が要因とされております。

本市におきましても、同様の傾向が見られ、平成4年をピークとし、市内全般のバス利用者も大幅に減少をいたしております。

⑦「それぞれの路線の市の負担額を少しでも抑制するためにどういった取り組みをされてきたのか」と昨年の決算委員会で質問させて頂き、「ダイヤ改正を図ったり、人件費の削減をバス会社に要請するなどの取り組みを行ったりしたこと。それにより、負担額の軽減ができたこと」を伺っております。ただ、徐々にまた負担額が増加しているわけで、あらためて、伺いますが、さらに新たに何か取り組みを実施されたり、検討されていることがあれば教えて下さい。

**<答弁>**

ノーマイカーデーの取り組みを始め、あらゆる機会をとらえ、公共交通の利



用促進のための啓発に取り組んできたところでございますが、今後はさらに、助成路線の費用とその効果も十分に勘案する必要もございます。最近は、化石燃料、いわゆる原油価格の高騰により、自家用自動車からバスへの転換が進んでいるとの声の一部にはございます。今後の利用状況等を十分に精査し、この点につきまして、バス事業者と協議する事も、研究、課題であると考えております。

(要望)

⑦一般的に、自家用自動車からバスへの転換が進んでいるという実感があまりないのですが、特に職員の方々は率先して、公共交通機関を活用する取り組みを今まで以上に進めてはどうかと意見しておきます。

(質問)

⑧決算説明書のP. 243の駐車場管理費についてですが、土木部が所管の駐車場のうち緑地公園駅西駐車場以外の庄内東、服部南、服部西の3つの駐車場は年々利用台数、収入額が減少しています。この大きな原因として民間駐車場の大幅な増加が考えられるわけですが、これら3つの駐車場の2007年度の収支はどうなっていますか？また、最近の収支の増減はどうなっていますか？また、それぞれの駐車場の利用台数の増減はどうなっていますか？

<答弁>

ご質問の庄内東、服部南及び服部西、それぞれの駐車場の平成19年度の収支につきましては、庄内東駐車場はマイナス170万2,165円、服部南駐車場はプラス299万8,406円、また服部西駅駐車場はプラス473万8,681円となっております。

次に、収支及び利用台数の推移でございますが、3駐車場の合算で、平成17年度決算との比較は、収支は約1,200万円のマイナス、利用台数は約3,900円のマイナスで、いずれの駐車場も減少傾向となっております。

⑧庄内東、服部南、服部西の3つの駐車場の収支状況はどんどん悪化しています。昨年の決算委員会で、この状況を改善すべく、「周辺の民間駐車場の動向や実態台数等を把握することは重要で、市として一度調査を行い今後の市営駐車場の運営の参考にしたいと考えている。」との答弁がありました。この一年で何らかの調査を行い、改善策を講じられたのでしょうか？

<答弁>

現在、近隣の民間駐車場の状況調査を行い委託化、指定管理者制度、市直営について検討しておりますが、新・豊中市行財政改革プランでも明らかにしておりますように、平成22年度に一定の結果を反映してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(要望)

⑧土木部が所管の駐車場のうち緑地公園駅西駐車場以外の庄内東、服部南、服部西の3つの駐車場は年々利用台数、収入額が減少しています。例えば、庄内東駐車場は既に収支赤字で、その赤字額は年々増加し、服部南、服部西の両駐車場は、かろうじて収支黒字ではありますが、年々黒字額が減少しています。3駐車場の合算では平成17年度決算との比較で、収支は約 1,200 万円のマイナス、利用台数は約 3,900 円のマイナスで、いずれの駐車場も減少傾向となっています。

そういう状況もあり、昨年の決算委員会で、この状況を改善するために「周辺の民間駐車場の動向や実態台数等を把握するための調査を行って頂き今後の市営駐車場の運営に活かして頂きたい」と要望させていただきました。新・豊中市行財政改革プランで明らかにされているように、近隣の民間駐車場の状況調査を行い、2010年度には一定の調査・検討結果が出され、その後に反映して頂けるものだと思っておりますので、是非とも、まずは徹底した調査を行っていただくように強く要望しておきます。